

編集・発行
 (株)農林中金総合研究所 基礎研究部
 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3
 TEL. 03-3243-7331
 FAX. 03-3246-1984
 URL : http://www.nochuri.co.jp
 E-mail : sugano@nochuri.co.jp

調査と情報

平成一五年の新年をむかえ当総研役職員一同気持ち新たに調査研究、情報提供に努める所存です。本年もご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。年頭にあたり新しい年を明るく展望したいものであるが、取り巻く情勢はなかなか厳しうである。

本年の日本経済の動向であるが、各研究所による実質成長率の見通しは概ねプラス一%からマイナス一%の狭い範囲に収まっており、ちなみに当総研の見通しはマイナス〇・二%である。要するに極めて成長力が弱いということである。個人所得の減少が続く中、社会保障負担の増加や厳しい雇用情勢継続で個人消費は停滞が見込まれ、民間設備投資も先行不安で企業マインドが弱く盛上らない。不良債権処理

本年はJA全国大会の年

の加速化も景気を下押しするであろう。唯一米国内経済に支えられて好調を続けていた外需も昨年下半年からかげりを見せはじめており、今後の米国内経済の回復動向如何となっている。

企業収益が底固いことが明る材料であり、また補正予算の効果、税制改正による株式市場の活発化、設備、住宅投資の活発化を期待したいが、本年は企業経営者が今後の技術革新を見据えて積極的行動に出るかどうかがキーポイントである。

本年は農業、農協にとっても極めて重要な年である。先ずWTO農業交渉が年初から正念場に入ってくる。また米に関しては昨年末に「米政策改

革大綱」が決定され、農業者・農業団体主体の需給調整システムへの転換が図られようとしている。加えて昨年発生した食品の偽装表示や残留農薬問題等で消費者から食の安全・安心を強く求められている。一方農協各事業は取扱い、事業収支とも極めて厳しい状況を迎えている。

このような情勢の中で本年は三年に一度のJA全国大会の年であり、秋には第二三回大会の開催が予定されている。

現下の情勢を正しく認識するとともに、今後のJAの進むべき方向の明確化と実践すべき具体的な事項の呈示が求められている。農業経営安定のための諸対策、環境保全、全型農業への取り組み、食の安全・安心に向けた努力、情報開示等による組合員や地域住民との結び付き

強化等のほか、農協各事業収支の悪化に歯止めをかけるため、全JA統一基準による部門損益の明確化と開示を行った上で、徹底的な事業改革と事業効率化をいかに進めるかが議論の重要ポイントとなるであろう。

すでに全中を中心に検討が開始されており、今後は組織内の活発な討議はもちろん消費者・国民の意見にも十分耳を傾け、実りあるJA全国大会になることを期待したい。

(農中総研社長 栗林直幸)

今月のテーマ：地域と金融

本年はJA全国大会の年	1	ぶっくレビュー「協同で再生する地域と暮らし」	9
労働金庫のNPO融資の実践から	2	あぜみち	10
信用事業統合と漁協経営	3~4	フードシステム	11
イタリアの倫理銀行(Banca Etica)	5~6	統計の眼「中国における野菜の生産・輸出動向」	12
進化する宮崎の養豚事情	7~8	編集後記	12

寄稿 労働金庫のNPO融資の実践から

全国労働金庫協会
総合企画部 多賀俊二

一．労働金庫のNPO融資の概要

勤労者のニーズが生涯生活全体を組み込んだものへと広がりを見せる中で、労働金庫は勤労者の新しい自主福祉活動の一つとしてNPO活動の広がりを展望してきた。

そして、九〇年代後半から一部の労働金庫では、NPOに職員を派遣したり、NPOに関する公開講座を開催するなど、NPOとの協働を模索する取り組みが進んだ。

こうした動きを背景にして、東京(現中央、近畿の二労働金庫は、日本の金融機関としては初めてのNPO向け融資制度である「NPO事業サポートローン」を二〇〇〇年四月に開始した。

本制度の発足当初は、法令上の制限から福祉系のNPO法人のみを対象にしていたが、二〇〇二年三月の金融庁・厚生労働省告示の改正により、全分野のNPO法人を融資対象にすることが可能になった(実務上の取扱は労働金庫によって異なる)。また、融資対象となるNPO法人には、任意団体



としての事業期間を含め、原則として二年から三年の事業期間が必要となる。

二〇〇二年一〇月末現在で、北海道、山形県、中央(関東一都六県・山梨県を営業範囲とする)、静岡県、東海、近畿、岡山、広島県、山口県、九州、沖縄県の計一一労働金庫で本制度は取り組まれており、業態全体で四七件、三億二、八一七

万円の取扱実績がある。本制度の運営にあたっては、NPOの営利企業にない強み(先駆性、市民の共感に基づくネットワーク等)を加味した評価による融資判断に努めていることが特徴である。

二．NPO融資のこれからの役割

次に、これまで労働金庫が行ってきたNPO融資等の実践を踏まえ、今後金融機関のNPOへの融資が地域に果たす役割に着目して、今後の課題をいくつか述べてみたい。

第一に、NPO融資は、今後NPOが事業を拡大する上で、寄付や助成等と並ぶ多様な資金調達手段の一つとして、NPOの

中に定着することが望まれる。そのためには、NPO融資をもっと利用しやすいものにするよう制度改善を図る必要がある。

具体的には、機関保証制度の開発や、NPOが金融機関に対して必要な情報を伝えやすくするための技術支援が考えられる。

第二に、NPOに経営能力の向上が求められることは広く認識されているところであるが、融資取引は継続的なNPOとのコミュニケーションの機会となるので、これを活用してNPOの能力開発に努めることが、金融機関のリスク管理の観点からも望まれるところである。

第三に、NPOの行う事業には地域に埋もれたニーズを掘り起こす社会的起業の側面がある。NPO融資がこうした起業段階に対応できれば、社会的起業を支援するという重要な役割を果たすことも可能である。そのためには、リスク分散、能力開発等を組み合わせた起業段階のNPOにふさわしい枠組みを、金融機関とNPO中間支援組織等との協働で構築することが課題となる。

最後に、「北海道NPOバンク」の設立や「女性・市民信用組合(WCC)設立準備会」等に代表される最近の動きを見ると、市民が自らの手で新しい金融を創造し始めていると捉えることができる。今後はこうした市民の動きと連携することも射程に入れてゆきたい。

E-mail: shunji_taga@ho.rokinbank.or.jp

調査・研究ノート 信用事業統合と漁協経営

漁協系統においては、一県一漁協ないし複数自立漁協による二〇〇七年度末一九三漁協体制の構築を目標とした合併計画に取り組んでいる。さらに、信用事業のトータルコスト削減と機能拡充が急務であるとして、平成四年以降漁協の信用事業を信漁連に譲渡するという形で信用事業統合も同時平行的に進めている。

信用事業統合は、小規模・零細な漁協信用事業体制を早期に強化するという意味では有効であるものの、当時予定されたペイオフ解禁を前に、金融機関としての経営健全化を求める「早期是正措置」を受けた緊急避難的な信用事業統合も増加している。こうした場合においては、課題や問題点についての整理・検討が不十分のまま信用事業統合が行われる懸念もある。

本稿では、こうした信用事業統合（漁協にとつては信用事業の譲渡）が漁協経営にどのような影響を及ぼしているのか、過渡期という微妙な時期ではあるが、検討してみることとしたい。

一．信用事業統合の状況

前述のように漁協系統では、合併による体制強化とともに、信用事業の零細性や金融自由化等に対応するものとして「一県一

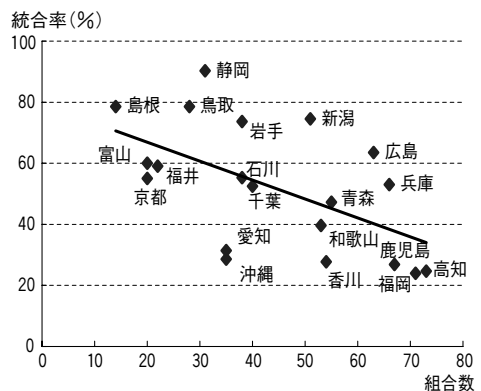
信用事業責任体制」を基本的な方向とする

対応を進めている。そして、その一環としての信漁連への信用事業統合（信用事業譲渡）も進展しており、全漁連では府県別・職員規模別にその進捗状況をまとめている（二〇〇〇年度「漁協財務収支構造実態調査報告書」）。これは、統合参加一〇漁協以上の府県についてまとめたものであり、北海道・山口・愛媛等の未統合県や一漁協の統合にとどまっている長崎県等は含まれていない。

こうした制約はあるが、漁協数と統合率の関係をみるといくつの特徴的な動向が読み取れる（図一）。すなわち、漁協数が多くしかも統合率の高い三重県を除けば、「かなり負の相関関係がある」状況（相関係数△〇・五五八）となる。換言すれば、信用事業統合は漁協数が多ければ多いほど時間を要する状況となっており、漁協の自発的な対応というよりはむしろ信漁連等からの働きかけによって進捗している様子がかがえる。こうした状況の背景には、事業環境に関する情報量やそれに基づく危機感の違いがあるものと思われる。

同時に、図一は信用事業統合に対する取組みの地域的な特徴も示している。一県一漁協の山形も含め、東北から山陰にかけ

図一 府県別信用事業統合状況



資料：全漁連「漁協財務収支構造実態調査報告書」(平成12年度)
統合率=信用事業譲渡組合数/総組合数×100

ての日本海側（兵庫県も日本海側は全漁協参加）で比較的順調に進捗し、四国から九州・沖縄にかけての地域においてはあまり進んでいないことが読み取れる。もともと漁協数が比較的小さいことに起因するのか、それとも別の要因があるのか、興味のあるところである。

なお大分県は、全漁連のデータ取りまとめ時点では未統合県となっていたが、今年四月に一県一漁協体制をスタートさせており、さらに山口県等でも同様の対応に向けた検討が始まっていると伝えられている。こうした合併や統合に向けた動きは、今後いっそう加速するものと考えられる。

二．漁協経営の動向

(一) 収支構造の変化
信用事業譲渡は、漁協の収支や経営にど

のような影響を及ぼしているのだろうか。若干の検討を試みたい。

前記全漁連の「漁協財務収支構造実態調査報告書」における実施漁協、譲渡漁協それぞれの一組合平均の損益状況比較によれば、信用事業の譲渡にともない、当然のことながら事業収益から事業管理費にいたる各項目について譲渡漁協が実施漁協を下回っている。また、財務収支の赤字幅拡大、事業外収支の黒字幅拡大が特徴的な動向となっている。すなわち、信用事業譲渡にともない事業資金や信用事業譲渡特別資産勘定見合いの借入が必要となることによって支払利息の増加が生じており、その一方で出向職員にかかる人件費、店舗家賃、あるいは事業利益還元等信漁連からの各種事業外収入の増加がみられる。

しかし、信用事業譲渡が漁協全体の事業利益や経常利益にどのような影響を与えているかまでは読み取れない。信漁連の事業利益還元の水準や姿勢に差があるほか、調査対象漁協の規模別あるいは地域的な分布に左右される側面もあり、単純な比較が困難だからである。とくに後者については、統合そのものについての考え方や進捗状況について地域差が大きく、とりわけ北海道や長崎県等有力漁業県の多くが実施漁協に含まれるからである。事業収益段階においても信用事業相当分以上の差異が生じる等、漁協の全般的な事業基盤の違いを感じさせる状況である。とくに、各部門とも全国平均の約

二・五倍の事業規模をもつ北海道漁協の存在が、平均値に及ぼす影響は不特定でない。あえて言えば、信用事業譲渡による他事業への影響は別の問題として、収支上のマインスマイン要因は、基本的には同部門の事業純利益相当分の喪失と事業資金等運転資金借入にともなう支払利息の負担であり、プラスマ要因は、信漁連からの事業利益還元と店舗家賃収入などであろう。そして、事業利益段階での信用事業利益が期待できない状況下(注)、「支払利息―家賃収入」のみが漁協の収支に影響を与える事態も想定しておく必要がある。

(注)二〇〇〇年度「漁業協同組合統計表」によれば、事業実施漁協一組合あたりの信用事業総利益は一四百万円弱。部門所要人員平均二・六一人。職員一人平均人件費五百二〇万円。

(二)経営上の課題
なお、実施漁協と譲渡漁協それぞれについて、一組合平均ベースで職員総数(常勤役員を含む)と事業ごとの労働生産性を比較したものが表一である。これによれば、譲渡漁協における労働生産性の低さが顕著であり、実施漁協の概ね六割程度の水準にとどまっている。こうした状況は、職員総数がほぼ同規模となっている一方で、譲渡漁協における各事業の事業収益が実施漁協のそれを下回っていることに起因するものである。これについては、漁協としての事業基盤の影響というよりも、むしろ何らかの事情

で余剰人員を生じていると考える方が自然だろう。譲渡漁協だけがもとも余剰人員を抱えていたとは考えられず、何か別の事情があるはずである。ちなみに、市場業務を営む漁協においては、往々にして同市場運営のピークに合わせた総人員体制、すなわち、開市時には信用事業担当職員等も全員応援することを前提にした人員体制をとることが多い。

こうした場合も含め、労働生産性における譲渡漁協の劣後は、信用事業の譲渡に伴い、他事業も含めた漁協全体の運営体制見直しを現実の問題として提示しているのではないだろうか。

(出村雅晴)

表一 信用事業譲渡漁協と実施漁協の生産性比較

	譲渡漁協／実施漁協			
	9年度	10	11	12
正組合員数	0.98	0.95	0.88	0.84
常勤役員および職員数	1.05	* 1.68	0.92	0.97
労働生産性
信用事業	0.67	0.76	0.45	0.62
販売事業	0.58	0.66	0.70	0.71
購買事業	1.26	0.70	0.53	0.68
その他経済事業	0.38	0.49	0.43	0.67
その他(共済・指導)	0.74	0.37	0.54	0.68
計(管理を含む)				

資料：全漁連「漁協財務収支構造実態調査報告書」(平成9～12年度)
労働生産性=各事業の事業収益/各事業の担当職員数
*印：特定漁協の影響(職員50名以上の漁協が6組合含まれる)との全漁連説明

現地ルポルタージュ

イタリアの倫理銀行 (Banca Etica)

一、はじめに

イタリアの倫理銀行は、その業務を通じて地域社会や環境問題に貢献するというユニークな取り組みを行う銀行である。二〇〇二年九月に同行を訪問する機会を得たので、その取り組みについて紹介したい。

二、歴史的経緯

倫理銀行が設立される以前、イタリアではMAGという協同組合が組合員から資金を集め、それを社会的なプロジェクトを提案している人や組織に対して貸し付けていた。しかし、九〇年代初めに法制度が変更され、広く一般から預金を集めるためには、銀行として認可されることが必要となった。そのため、九四年十二月に二十二の組織が銀行の設立に向けてアソシエーションを作った。九五年に、このアソシエーションは、銀行の設立に必要な六五〇万ユーロの出資金を集めるための協同組合に転換された。そして三年間、出資金集めのキャンペーンを行った後、一九九八年五月に倫理銀行として設立され、翌年二月に業務を開始した。

これにより倫理銀行は、イタリアで社会的な目的をもつ組織への貸出を専門に行う初めての、そして唯一の銀行となった。

三、業務内容

倫理銀行は、法律上は人民銀行 (Banca Popolare、協同組合系金融機関の一種で組合員は一人一票制) の一つである。業務の内容は、一般の銀行と同じであり、預金の受入、貸出、クレジットカードの発行などを行っている。預金の預け入れは、組合員でなくても可能だが、クレジットカードや公共料金の引き落とし、貸出は組合員向けにしか行っていない。

組合員になるためには書類を提出して審査を受ける必要がある。審査には約二ヶ月かかるが、それにパスすれば一口五一・六四ユーロの出資を五口行う。

現在、倫理銀行の支店は、ミラノ、ローマ、ブレシャ等の五都市にしかないが、預金の預け入れは、提携四〇行からも行うことができる。設立当初の職員数はわずか五人であったが、現在では約六〇人の職員が業務を行っている。

四、倫理銀行の独自性

倫理銀行が貸出を行う分野は、①社会的協同、②国際的な協同、③環境、④文化と市民社会の四つに限られている。

それぞれの例を示すと、①社会的な協同には、障害をもつ人を社会や労働市場に参

画させたり、生活の質を改善したりするための取り組み等がある。②国際的な協同には、公正な貿易のサポートや、発展途上国の組織との協力を行うもの等、③環境には代替的・再生可能なエネルギー資源の調査・実験、バイオロジカルな農業の発展、環境に配慮した交通手段等が含まれる。④文化と市民社会には、伝統文化の保存、貧しい地域での雇用創出や住居の提供、社会的なツリーズムの振興等がある。

倫理銀行の貸出先は、これらの四分野で活動する組織に限定される。組織形態としては、協同組合、アソシエーション等が中心であり、営利企業は対象としない。

預金者は、希望すれば自分の預金をこれから四つの分野のうち、どの分野への融資にまわすかを決めることができ、さらに預金金利を上限からゼロの間で選択することも可能である。もし金利をゼロあるいは低めにすることを選択すると、その人は経済的なメリットを放棄するかわりに、社会的な目的をもつ組織の活動を発展させることに貢献することができるのである。

倫理銀行では、融資の申込みがくると、まずその組織について社会的な側面の審査を行い、それをパスしたものについては経済面の審査を行う。

社会的な側面については、組合員が県ごとに組織しているソーシヤルネットが審査を担当する。各地域にはそれぞれ特性があるので、その地域の状況がわかっている人

に審査を任せるといふ考え方である。ソーシャルネットの構成員は、融資を申し込んできた組織について、民主的な運営が行われているか、活動は環境や人権を守るものであるか、労働者の権利が保護されているか、経営の透明性があるか等、九つの試験的な基準によって審査を行う。ネットの構成員は、ボランティアで活動に参加しており、倫理銀行はこれらの人々を対象に審査を行うための講座を開催している。

続く経済面での審査は、倫理銀行の審査部門が行うが、その審査方法は一般の銀行と同様である。審査は、倫理銀行で働く以前に一般の銀行での審査経験を持つ職員が担当している。法律で定められているため、融資には担保が必要であるが、こうした物質的な担保に加え、借入者の仕事に対する意欲といったものも審査の基準としているということである。

五. 貸出の事例

具体的なイメージをもつため、いくつかの貸出事例を紹介しよう。イタリア南部のある小さな村では、六〇年代に三千人いた住民が六百人まで減少し、中心部の三〇％の家屋が無人となっていた。この村の若者達が設立したアソシエーションは、何とかして中心部の歴史的地区を復元し、古き時代の伝統や手仕事を復活させたいと考えていた。その第一歩として、二〇〇〇年に倫理銀行から借入を行い、中世の街並みが残る中心地区の住居を十一のホテルに改装し、

さらに古い水車場を紡績の作業場に転換した。これらは新たな雇用を生んだだけでなく、旅行者にこれまでとは違った観光の経験を提供する場ともなっている。

また、イタリアの有機農業のさきがけとなった農業協同組合は、廃墟となっていた七世紀の修道院を有機農産物生産センターに生まれかわらせた。ここでは有機農業、食料、薬草に関する研修活動や、公正な貿易、倫理的な金融についての情報を得ることができる。周辺にはミュージアムや農協が経営するレストランもつくられた。倫理銀行からの借入金は、建物の保存、改修に充てられた。

六. 展開

倫理銀行のこうした業務内容に共感をもつ人が増えているようであり、組合員数は、一九九九年十二月末の一万三、八五八人から二〇〇〇年末には一万五、二〇二人(前年比九・七％増)、二〇〇一年末には一万七、三七二人(同十四・三％増)と増加している。

預金残高も二〇〇〇年末の七、五三〇万ユーロから二〇〇一年末には一億二、三三〇万ユーロ(同六三・七％増)、貸出金残高は、四、六八〇万ユーロから六、四一〇万ユーロ(同三七・〇％増)にそれぞれ増加した。二〇〇二年九月時点では、預金は約二億ユーロ、貸出金は約八千万〜九千万ユーロに増加している。

同行では、預金集めは比較的容易である

としているが、一方の貸出は、預金の増加に追いついていない。その理由としては、貸出先の組織が効率性に欠ける面があり、書類の準備等で審査にも時間がかかること、また、審査担当者数は増やす予定であるが、あまり急激に業務を拡大せず、段階を踏もうとしていることが挙げられた。現時点では、貸出に関して一般の銀行と競合するような状況にはないとのことである。現在の貯貸率は四〇〜四五％程度であるが、これを早々に七〇％(流動性確保のため定められた上限)に引き上げたいとしている。貸出を除いた余裕金は、直接運用するのではなく、協同組合系金融機関の中央機関を通じて運用を行っている。倫理銀行によれば、同行の貸倒比率が％未満と低いことに、イタリア中央銀行も一般の銀行も関心ももち始めているとのことである。

倫理銀行に類似する取組みを行う銀行は、いくつかの国でもみられる。日本では、一九八九年に市民バンクが発足し、それ自身は銀行ではないが、信用組合と提携して市民の事業に対する融資を行っている。また、NPO法人の活動が活発化するにつれて、労働金庫がNPOへの融資制度をつくるなどの動きがでており、倫理銀行の業務は日本においても参考になる点が多いと考えられる。

(調査第一部 重頭ユカリ)

現地ルポルタージュ

進化する宮崎の養豚事情

品質向上努力と循環型養豚システム

一 はじめに

宮崎県は全国有数の畜産県であるが、中でも養豚は盛んで、鹿児島県に次いで全国第二位の飼養頭数を有する。近年豚価の低迷に加え、高齢化、労働力不足等から小規模飼養者の飼養中止により、飼養戸数は漸減傾向にある。しかし一方では、更なる効率化を目指して大規模飼養者の規模拡大が進んでおり、飼養総頭数は増加。結果として一戸当りの飼養頭数の増加が見られる。ちなみに平成一三年度県統計によると、飼養戸数八二〇戸（前年比一二・八%減）、飼養総頭数八三万五千頭（同五・三%増）、一戸当り飼養頭数一、〇二〇頭（同二〇・五%増）となっている。

各経営体とも厳しい環境下、更なる品質向上による差別化と飼料の自給率アップによるコスト低減等、生き残りをかけた努力を行っている。また「家畜排せつ物処理法」の実施期限が迫ってきたことから、ふん尿の適正な処理が喫緊の課題となっており、ふん尿を堆肥化して地中に還元する「循環型システム」の構築が進められているところである。

なお数ある中で当県を代表するブランド豚といえば、宮崎県とJ A宮崎経済連が連

携して系統造成した「宮崎はまゆうポーク」と県内最大手の農業生産法人「はざま」の

「きなこ豚」があげられる。本稿ではこれら二つについて、前述の品質向上、差別化等の努力とふん尿処理の対応動向等について紹介することとする。

二. 甘しよを利用した「宮崎はまゆうポーク」

ク「の品質向上と循環型養豚の確立
県とJ A宮崎経済連が研究に約二〇年の歳月を費やし、肉質の良い宮崎県独自の系統種豚「ハマユウ」の造成に成功。これを育成した高級豚肉が「宮崎はまゆうポーク」である。

宮崎県では平成一三年度から「宮崎はまゆうポーク」の更なる品質向上と飼料の自給率アップ、加えてふん尿を堆肥化して還元する循環型畜産システムを目指した「甘しよ利用による高品質豚肉生産体制整備事業」に取り組んでいる。事業期間は五年間で、県では養豚用飼料として新たに育種された多収性・低コストの飼料用甘しよの栽培から加工・流通・給与までのマニュアル策定と各個別事業に対する助成金の給付を、J A経済連では県内畑作・畜産農家に対して、甘しよの栽培・給与方法等の技術的指導と契約栽培等の推進指導を行うというも

のである。

養豚農家の話によると、甘しよを飼料にすると肉質が良くなることは昔から言われていたことである。実際、豚に甘しよを餌として与えると、肉色は消費者が好む薄赤色に、脂肪質は透明色に変化し、更に豊富に含まれている炭水化物の影響で肉の繊維質がきめ細くなり、うま味を増すことが畜産試験場の実験で確認されている。試食会での反応も、「豚特有の臭みがない」、「まろやかな味」など概ね好評である。

今回の事業は、①畑作農家に甘しよの生産を委託し、県内の加工施設で飼料に加工した後、豚に餌として与える、②豚のふん尿は肥料工場で堆肥化し、有機肥料として甘しよ畑に還元する仕組みであり、言わば、甘しよを中心とした循環型養豚システムの構築を図ろうとするものである。

なお本事業でいう甘しよ豚とは、出荷前の約六〇日間、碎いてフレック状にした甘しよを一〇%程度配合した飼料で飼育し仕上げたものである。普通の豚に比べてビタミンEが二倍、リジン（必須アミノ酸の一種）も二倍と栄養価も高く、またコレステロール値を下げる作用を持つリノール酸などの必須脂肪酸が多い等、ヘルシー度も高いという多くの利点を有している。

県では、「宮崎はまゆうポーク」の一銘柄（付加価値を付け差別化）として売り出す考えで力を入れており、愛称を一般公募した。このほど「南国生れのいも育ち、宮崎はま

ゆうポーク・かんしょ豚(とん)“と決定し、PR活動を本格展開中である。

三・進化する農業生産法人「はざま」の現状について

「はざま」は、宮崎と鹿児島県の県境の町、都市部に存在する。養豚が中心であるが、ほかに和牛・野菜・肥料の生産と多彩な農畜産業を展開し、年間売上高四〇億円、従業員数一七〇人を擁する。昭和四四年母豚五〇頭で子豚生産を開始し、昭和五〇年に法人化している。繁殖・肥育の一貫経営で、昭和五三年には飼養頭数は一万頭を超え、現在では年間九万八千頭を出荷する。県内はもとより国内トップクラスの規模を誇る。「はざま」の成長は、社長である間和輝氏の時代を先取りした知恵と努力によるものと言える。

(一)多頭飼育の現状

養豚場は一一個所に分かれている。理由は社内における競争原理の導入と病気の拡大防止である。産子数、枝肉の格付けなどのデータが各農場の実力となる。一一農場の各数値は毎日集計され発表されるので、否応なしに各農場間に競争心理が生れてくる。病気対策にも万全を期しており、例えば母豚や子豚舎の温度から湿度まで細心の気を遣い、ワクチン注射での予防を重視し、抗生物質は極力使わない。

なお、「はざま」の多頭飼育は県内では類を見ないが、飼育効率の良さがこれを支えている。因みに第一農場では豚一万頭を従

業員一四人で管理している。一人が七一四頭世話する計算だが、県内の一人当たり平均飼育数一二〇頭と比べてみるとその差は歴然としている。加えて出産数も多い。平均的な養豚農家では、一頭が一回一〇頭、年二回出産するのが通常であるが、「はざま」では一回一〜一二頭、年二・四回出産する。肉質も日本食肉格付協会の上物が半数以上を占めており、飼育数が増えても質は落とさないとの間社長の自信を裏付けている。

(二)自社配合飼料で肉質保証

“きなこ豚”は「はざま」が自社肥育の肉豚に名付けたブランド名である。由来はきなこを使った自社配合の餌にある。飼料工場できなこ、トウモロコシ、大麦など五種類の原料を混ぜ、肉質分析をしながら改良を重ねてきている。原料は社員がアメリカ・シカゴの現地農場を毎年訪問し、品質を厳しくチェックしている。輸入時には残留農薬検査を欠かさない。また、大量輸入により飼料代を国内調達の四分の三に抑えている。自社配合は、①中身が把握でき何より新鮮、②食べた餌がはつきりしているから安全、ということで名指しでの注文が多いという。肉は甘いと評価され、県内はもとより大都市圏のスーパーに並ぶ。

餌の自社配合は肉の差別化、企業イメージのアップにつながっている。都市市で入ったトンカツ店には、間社長の顔写真入りポスターが貼られていた。生産者の顔が

見える畜産を実践する、生産者としての自信が感じ取れる。

(三)有機肥料で循環実現

「はざま」では平成六年から肥料製造を開始した。原料は飼育する豚と牛の排せつ物である。畜舎の床に敷かれたおがくずに混ぜ込んだ微生物が、排せつ物を分解し臭いを和らげる。機械で混ぜ、切り返す過程で発酵が進み、約三ヶ月で有機肥料が完成する。

以前は近隣の農家に販売していたが、飼養頭数が増え処理が追いつかなくなり、今では主に自社野菜の栽培用に使っている。微生物の働きで土が豊かになり、化学肥料や農薬の減量が実現したという。ゴボウ、人参や米などの生産物は味の良さが受け、全国各地に出荷されている。農場は八〇haで、うち八〇%が借地、元農家が使わない農地を再利用する「担い手」でもある。ひと昔前まではたれ流しや素掘りで環境汚染の原因となっていた排せつ物を微生物を使って処理する方式を採用したのは、養豚では「はざま」が国内で最初である。適正厳格な処理が求められている現在、まさに時代を先取りした事業展開と言える。

「はざま」の畜舎敷地には季節の花が咲き、「汚くて臭い」というイメージはまったくないという。食料自給率の低下や国際競争激化など、不透明な日本の農畜産業の未来へのヒントを「はざま」を通して感じ取れた思いがした。

(細田治彦)

パブリック・グッド

序章では、「現時点では、マネー文明、物質文明そのものが、危機に瀕しているのである。」「地域社会のそしてまた国家のあり方と意味を問いかけなければ、出口は見当たらなくなる。」「競争原理の名のもとでの弱者圧殺という構図はならんら変わってはいない。市場経済化、グローバル化の無自覚的容認は、この構図に与するだけだ。」又、「地域社会の協同活動の核としての多様な活動機能を有しているはずの農協が、いまひとつ頼りにならなくなってきた。」

『協同で再生する地域と暮らし』

―豊かな仕事と人間復興―

中川雄一郎監修・農林中金総合研究所編

(日本経済評論社)

「そのなかでの救いは、先進的あるいは先駆的に各地で住民自らが自立の道を模索しつつ、行動する市民、自立する主婦たちが誕生し、また誕生しつつあることだ。」と述べられている。

つまり、WTO（世界貿易機関）による各産業全分野に対するグローバル化の弊害に対して、ローカルズム、地域社会という対抗軸が必要だということである。しかし、現実には市民がWTOにおいて何の発言権も持っていないわけであり、WTOは私達に自由貿易ルールを押し付ける。選択権は、一切与えられていない。議員も他の誰もWTOへの発言権を持っていない。WTOは

市民の未来、農民の未来、地球の未来を脅かしている。現在の支配的な論理は、規制緩和、社会的な保護、福祉を全て破壊するものである。

農業についての生命体の私有化の問題は、遺伝子組み換え作物である。これを通じて、多国籍企業の四、五社が世界中全ての種子産業を握ろうとしている。従来、農民は、自分の畑で取れたタネを蒔いていた。それが毎年、種苗会社から種子を買わなければならないことになる。現に海外では、農民が自分の畑で自家採種したタネを蒔き、特

があふれ、一方、食糧の南北問題は深刻さを増している。農業生産の世界的工業化政策によって食に対する安全の神話は、崩壊した。食糧生産の本質は、人間の命を維持し人間そのものを大切にすることである。人間の命を脅かす生産システムを地域から変革しなければならぬ。本書では第三章「女性及び高齢者の『農』を含めた仕事起し」、第四章「住民参加型の地域活性化」、第五章「農協組織の課題」、第六章「地域通貨の現状とその可能性」で、各地の具体的事例を紹介しつつ、これらと多くの共通性をもつイギリス、イタリアで生まれてきている新たな協同組合の動きにもふれている。

そして終章では、「旧来型の協同組織に代わるオルターナティブの機能をわれわれがより幅広く、より深く、そして、より強くしていく外ない。」「そして、その場合の基本的なコンセプトは、地域社会である。」「オルターナティブの成功は、積み残された課題や新たな課題に取り組み際に、われわれの世代が現在と将来の世代へのわれわれの責任を自覚するか否かに懸かっているのである。」と結び、新たな地域社会形成に向けた取り組みや課題を提起している。

地域の中で活動している協同組合関係者に参考図書として本書を一読されることをお薦めしたい。

(J)A山武郡市 直販開発部審議役 下山久信)

あぜみち

◆私の住む「塩谷町」は栃木県北部に位置する人口一万四千人程の町です。世界遺産で有名な日光や関東の奥座敷と言われる鬼怒川温泉は比較的近距离にあります。観光客を引き止めるような場所も少なく、言い換えれば何処にでもある普通の町です。しかし純農村が故に、農業者である我々にとって仕事のやり易い環境であることが、我が家の経営に追い風となってきたのだと思っています。

土地利用型の大規模稲作経営を目指して、一九九年前に施設園芸の道から一大転換を計りました。町で最初の圃場整備事業を行ったのが私の地域で、完成した圃場を見た時に、「これからの経営はこれだ。この土地を利用できるスタイルでやっつこう」とひらめきが走ったのでした。それまでたいして利益の上がらない経営内容でしたから転換は容易でした。ただこれから先どうして農地を集積して行くのが良いか、それが一番の課題でしたが、地域の中での作業受託等を精力的に行った結果、意外と順調に農地の集積が出来たように思います。以来一九九九年が経過して何とか四〇ha規模に辿り着く事が出来ました。しかし、何故か思った程利益に結びつきません。面積が大きくな

ればなる程、設備投資も比例してきますし、生産調整も増大します。内容を良くするには自家販売するのも道だと思いい、経営の矛盾の軌道修正を考えたのが経営転換から一〇年経った時期でした。販売額を伸ばすにはマーケティング戦略が不可欠と判断して顧客の確保に努めてきました。もちろんハイリスク、ハイリターンを充分に考えた上での事でしたが。

これからの米政策の中では市場、消費者の求める米作りが謳われていますが、私もその方向に進んで行きたいと思っています。また、農業は地域の中で人間関係が特に大切であると同時に、地域に根ざしたものでなければなりません。人と自然の調和のとれた中での米作りを続けて行きたいと思っています。

(栃木県塩谷町 和氣勝英 農業)

◆男体山と高原山を頂き、湧水豊富な鬼怒川と荒川の水源地に恵まれた、栃木県北西部の農村地帯にある人口約一万五千人の町に私は住んでいます。昭和五〇年代以降、水稲、畜産、林業経営中心の農業から園芸栽培への転換が少しずつ始まり、現在は、花卉栽培(キク、バラ)、施設栽培(トマト、ニラ)などによる大規模農業経営の確立に成功した町になりました。近在には、専業化・分業化を進めた大規模な水稲農家や、園芸部門においても経営面積千〜二千坪の施設専業農家が多く、町の中でバランスの

とれた近代農業が發展しています。

この地域に現在の農業があるのは、水田の減反政策の影響が大きいです。水田確立事業の導入により、県の指導や町の協力・助成を受けるとともに、農協と農家が長い間補助事業の活かし方を検討し、研究を重ね、進むべき方向を決めてきました。それが現在多くのリース事業を生み出し、事業を大きく改革して大規模経営の基礎となり、今日の近代的園芸の發展をもたらしたのもと思われまます。これまでの長い間の努力によって生産基盤が確立し、周年を通して消費者に生産物を供給できるようになり、一つの目標が達成されつつあります。

しかし、近年は農産物の十分な供給があるにもかかわらず、多くの輸入業者や企業が利益の追求だけに走って安全供給を怠り、日本の食卓を脅かしています。個々の生産者が将来も消費者に認めてもらえるよう、安全供給に努めることが大切だと思います。今、産地間の市場競争ばかりに翻弄されていると、外国市場の圧力に流されてしまいかねません。日本農業の必要性が問われる時代が、すぐ近くまで来ていることに気づく必要があると思います。自由主義社会の中で農業の価値判断をするのは、あくまで個々の消費者です。だからこそ農政に求められることは、目先にとらわれず、外圧に耐えることができ、消費者にも認められる農業者を多く育てることだと思います。

(栃木県塩谷町 神長壮太郎 農業)

フードシステム

鹿児島黒豚の品質保証の仕組み

一、鹿児島黒豚の復活

現在でこそ銘柄豚として人気を誇る鹿児島県の黒豚にも、苦難の歴史がある。一九六五年には、黒豚の出荷頭数は二一萬頭を数え、県内の出荷頭数の八〇%以上を占めていた。しかし、一九六八年に豚の枝肉格付けが行われるようになると、脂肪が厚くなりやすい黒豚の評価は下がり、生産頭数も次第に減少していった。七五年には出荷頭数は一萬頭程度までに、総出荷頭数に対する比率も一%台にまで低下した。

その後、関係者の努力とグルメブームによって生産頭数は回復し、二〇〇〇年には二八萬頭弱にまで増え、総出荷頭数に対する比率も一四%弱にまでに回復している。

二、品質保証の仕組み

このような生産回復の背景には、品質保証への取組みがある。たとえば、黒豚の生産者で構成される鹿児島黒豚生産者協議会は、一九九二年には「かごしま黒豚証明制度」を実施して、かごしま黒豚証明書を発行しはじめた。証明書には、生産者名(生産者グループ)、出荷年月日、証明者番号が記入され、県内で生産・肥育・出荷したパークチャー純粋種の肉豚のみに交付さ

れる。基本的には一枚の証明書が半丸正肉のパッケージ等に添付される。

また、協議会は、一九九六年に「ブランド産地指定基準」を定めて、その基準に沿った飼養マニュアルの作成と普及を行っている。このような努力が実を結び、二〇〇〇年四月に鹿児島県が推進している「かごしまブランド」の指定を受けることとなった。

現在、協議会に所属している二〇系列のうち、一四系列がかごしまブランドのブランド産地指定を受けている。出荷頭数は、二〇〇一年に約七萬頭で、これは黒豚の総出荷頭数三二万七千頭の約二〇%に、協議会の総出荷頭数二〇万頭の三五%に相当する。ブランドを取得していない残り六系列は、基準を満たしていない場合や、すでに自らのブランドを確立して独自の販売ルートを確認しており、新しいブランドを必要としない場合などが考えられる。

このようなブランド維持のためには確実に品質を保証する仕組みが必要である。そこで、二〇〇〇年一月に導入されたのが販売指定店制度である。指定店の条件として、証明書の回収と一定数量の販売が義務付けられている。販売量は、レストランで一、〇〇〇kg以上、スーパーや精肉店で二、〇〇〇kg以上が指定店としての条件となる。数量の確認は基本的に卸(各系列)にまかされている。たとえば、半丸正肉に一枚

添付される証明書の回収によって推定される。半丸正肉が二五kgとした場合、二、〇〇〇kgを扱うスーパーや生肉店は年間証明書八〇枚を返還しなければならない。部分肉で流通される場合には、部位ごとの取引記録をもとに、小売の購入数量が枝肉数量に達した時点で、卸は小売店に証明書を発行することになる。ただし、詳細については各卸(系列)によって定められている。

三、小括

出荷頭数が小規模である場合は、閉鎖的な流通システムを構築し、その中においてブランドを確立することは可能である。生産者と流通業者、小売業者間の信頼関係構築はそれほど困難ではない。

鹿児島黒豚については、状況はそれほど容易ではなかった。当初はその定義を含め、ブランドを維持する仕組みはほとんど存在せず、ブームによって生産が回復した以降に生産・流通体系が構築された。しかも生産を拡大するに当たって、信頼関係維持にかかるコスト負担は重くなる。しかしながら、関係者の努力によって品質維持のためのシステムは整備され、証明書の発行と回収の一元化、販売指定店制度とのリンクの徹底など、ユニークな制度が導入されている。偽物に悩まされてきたこれまでの反省から生まれた工夫である。

(大江徹男)

統計の眼

中国における野菜の生産・輸出動向

中国では、近年野菜の生産量が急増している。二〇〇〇年における野菜の作付面積は一、五二四万ヘクタール、生産量は四億二、四〇〇万トンであり、一九九〇年に対しそれぞれ二・四倍、二・二倍になっている。その作付面積は日本(五四万ヘクタール)の二・八倍、生産量は日本(二、五六七万トン)の二・七倍にあたる。中国の人口が日本の約一〇倍であること、かなりのロス(廃棄)があることを考慮しても中国の野菜生産量・消費量は大きいということが出来る。

主な品目は、はくさい、だいこん、きゅうり、ねぎ、トマト、なす、とうがらしであるが、近年は需要の多様化に対応して、ミニトマト、カリフラワー、パセリ、レタス等の西洋野菜が増加している。また、冬季に野菜を供給するためハウス、温室等の施設栽培が拡大し、その面積は一二〇万ヘクタールを超えるに至っている。さらに、無農薬・減農薬栽培の「緑色食品」も拡大しつつある。

主要生産地は、消費地に近く気象条件が適した山東省、河北省、河南省、湖北省、四川省、広東省等であるが、中でも山東省は最大の生産地であり、作付面積は一七九万ヘクタールで全中国の一・七%、生産量は七、二五七万トンで一七・

一%を占めている。山東省の野菜生産は過去五年間でほぼ倍増しており、その一部が対日輸出の急増となって問題化した。中国の野菜輸出量は急増しており、二〇〇〇年の輸出量(通関統計)は二四五万トンに達している(そのうち生鮮野菜が一三九万トン)。主な輸出品目は、にく、たまねぎ、しょうが、豆類であり、最大の輸出先は日本で輸出全体の約四割を占めている。ただし、生産量全体に占める輸出量の割合は一%に満たず、対日輸出の盛んな山東省でも輸出量は生産量の一%程度に過ぎない。いずれにせよ中国の野菜生産の動向は今後も注視していく必要がある。(清水徹朗)

中国における野菜の生産動向

(万ha、万トン)

	中 国		うち山東省	
	作付面積	生産量	作付面積	生産量
1995	952	25,723	86	3,695
96	1,049	30,379	109	4,852
97	1,129	34,473
98	1,229	38,485	133	5,710
99	1,335	40,514	148	6,407
2000	1,524	42,400	179	7,257

資料：「中国統計年鑑」、「山東統計年鑑」
出典：JETRO「中国産の生鮮野菜」(2002.8)より作成